

札障第 1860 号
令和 7 年（2025 年）8 月 4 日

指定障害福祉サービス事業者
指定相談支援事業者
指定障害児通所支援事業者等
移動支援事業登録事業者 各位

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

指定障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所及び指定障害児通所支援事業所等並びに移動支援事業登録事業所の更新に係る申請手続のお知らせ

日頃より、本市障がい福祉行政にご理解とご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。
さて、貴事業者におかれましては、指定障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所若しくは指定障害児通所支援事業所等の指定又は札幌市移動支援事業所登録の有効期間満了に伴い、事業所の指定更新の手続が必要となっております。
つきましては、下記のとおり、更新手続をお願いいたします。

記

1 更新対象事業所及び指定有効期限

更新申請対象事業所一覧（別紙）により、貴事業者の対象事業所とともに、指定有効期限を個別にご確認ください。

※当リストは、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに指定有効期限が到来する事業所を掲載しております。

2 申請方法

(1) スマート申請

申請はスマート申請にて受け付けております。以下のリンク先より、必要事項をご入力の上、申請してください。

<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smart-apply/apply-procedure/5082086035756630805>

郵送や窓口での申請は受理できませんので、ご注意ください。

(2) 申請書・チェック表

申請書及びチェック表については、下記ホームページに掲げる様式をダウンロードの上、作成してください。

（札幌市トップページ → 健康・福祉・子育て → 福祉・介護 → 障がい福祉 → 事業者のみなさまへ → 事業者指定 → 更新申請）

https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/7_shiteikoushin.html

(3) その他留意事項

- ・提出書類を省略する場合は、「省略に係る申告書」をご提出ください。
- ・管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の経歴書の様式が、更新申請用の様式となっておりますので、必ず上記ホームページからダウンロードし作成してください。
- ・就労継続支援B型事業所の指定更新手続については、生産活動収支報告書を提出してください。工賃の一部に訓練等給付費を充て、平均工賃を高めることで、当該サービス費を高い区分で請求している事業所を検知・確認した場合は、本来の報酬区分による給付費との差額について返還を求めます。

≪指定就労継続支援B型における条例遵守の徹底、指定更新の要件化等について≫

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/siteisidou/syuuroubyouken.html>

3 提出期限

指定有効期限日の1か月前まで（必着）

例)指定有効期限が令和7年10月10日の場合、提出期限は令和7年9月10日まで。

4 問い合わせ

お問い合わせは、スマート申請にて質問票をお送りください。

(札幌市トップページ → 健康・福祉・子育て → 福祉・介護 → 障がい福祉 → 事業者のみなさまへ → 事業者指定 → 質問票、新規面談予約票)

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/index.html>

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
指定指導担当係

TEL：211-2938 FAX：218-5181

E-mail jigyouyasitei@city.sapporo.jp